

平成27年度事業計画

一般社団法人外国映画輸入配給協会が、平成27年4月1日より同28年3月31日迄の間に行う予定の主要事業は下記の通りである。

当協会は、一般社団法人映画産業団体連合会傘下にあり邦人系外国映画輸入配給業者を代表する国内唯一の公的機関として、本年も外国映画の普及、発展に寄与すべく事業活動にあたっていく。

また一般社団法人日本映画製作者連盟、全国興行生活衛生同業組合連合会、モーション・ピクチャー・アソシエーション(MP A)、一般社団法人日本映像ソフト協会、日本国際映画著作権協会等の映画関連諸団体と密接な連携を諮り、映画産業全体の発展に寄与していく。

(1) 外国映画に関する調査、研究、統計資料の作成、収集並びにその公表等の広報活動に関する事業

各年度に配給公開された輸入外国映画の年度別統計一覧資料を作成し、ウェブサイト（日本語・英語）上で広く公表を行っていく。

1) 年間外国映画統計資料

平成元年より各年度に配給公開された輸入外国映画作品について『外画概況』（国別・会社別）を作成。国内の輸入映画産業における基礎的な統計データを調査・集計し、当協会の公式ウェブサイト（日本語・英語）並びに各メディアを通じて公表。日本国内をはじめ海外からの要請並びに問い合わせにも対応し、広報活動に努める。

また外国映画の年間興行成績の調査に関しても配給会社各社から直接の聞き取り調査により、年間興行収入ベストテンに関しては公表し、メディア他の調査に協力する。

(2) 外国映画文化、芸術の振興及び外国映画輸入配給産業の発展に寄与した団体、法人、人物の表彰、顕彰に関する事業

年間を通じて輸入外国映画の振興及び発展に貢献したと厳格な審査により認められた団体、法人、人物に対して各賞を授与し、メディアを通じて公表する。

1) 優秀外国映画輸入配給賞

この賞は、年間を通じて作品的に優秀でなおかつ新分野を開拓し、映画界の発展に大きく寄与すると認められた外国映画を我が国に輸入公開した配給会社を表彰している。評論家及び各メディアから選ばれた審査員8名が厳正な選考の上、最優秀賞を初めとして各賞を授与する。

(3) 国民に対する輸入外国映画の社会的有用性の啓発のための宣伝、普及促進、保存及び特殊上映に関する事業

広く国民を対象に輸入外国映画の持つ文化的・芸術的価値及び社会的価値について周知広報活動し、「さまざまな人に映画を届ける」を目標に特殊上映に関する活動を行う。

1) トーキョーシネマショー

本協会、モーション・ピクチャー・アソシエーション(MP A)、一般社団法人日本映画製作者連盟、全国興行生活衛生同業連合会とともに、外国映画振興のためのイベントを実施する。シンポジウム、トークショー、予告編上映イベント等を通じて、一般の方々や劇場関係者およびマスコミに対して発信し、映画観客の増大と日本の映画産業の発展に大きく貢献することを目的とする。

2) 「映画館に行こう！」実行委員会活動

本協会、全国興行生活衛生同業組合連合会、一般社団法人映画製作者連盟及びモーションピクチャーアソシエーション(MP A)の映画関係4団体が、映画館で映画を見てもらう機会を増やそうと、「映画館に行こう！」キャンペーンとしてこれまで「夫婦50割引」等の入場割引サービス等を行ってきた。今後の消費増税後に備え割引に関しては各興行会社の料金決定の動向を見定めてHP等にての案内をして行くこととした。同実行委員会としては、より多くのファンが映画に触れる機会を増やすため、今年も夏と

秋に大々的にキャンペーンを実施する。昨年の「夏フェス」で実施し好評を得た<プライスレス・キャンペーン>の検証をすすめ、より一層映画ファンの喜ぶキャンペーンにすべく、「外画宣伝部長会」で議論を深めて行くこととしている。又「秋のキャンペーン」については、今年初めての試みとしてスカパー及びBSスカパーとの連携で実施し、制約もあったがTV放映できたという効果も見込まれるため、本年の実施に当たっては細かい部分まで詰めた協議を早くから行うこととなった。又インターネット環境の整備にともないYAHOO!との連携も強化しPCでの予告編サイトの拡充を図っていく。又全国上映劇場のタイム・テーブルのデータベース化の進展とその利用による顧客利便性の向上をめざし、メジャー紙から東京周辺の地方紙にも利用掲載を進めてきており、この流れを一層強化して行く。又、本年3月1日よりスタートした「映画ツイートデー」企画も本格稼働後、その数値等も含めて検証を続けていく。得られた結果を今後に生かすべく同委員会内で協議を続け世界的な流れでもあるツイッターを映画観客増加に結び付けていく施策を考えていくこととする。尚、昨年まで「映画の日」の式典内で同委員会が実施していた<筑紫賞>の表彰は昨年度の第10回をもって終了となった。

3) 優秀外国映画の保存

東京国立近代美術館フィルムセンターと協力し、会員各社が優秀外国映画を国民の文化財産としてフィルムセンターに寄贈する努力を行う。

4) 副音声付等特殊上映

「さまざまな人に映画を届ける」を目標に、視覚・聴覚に障害のある方々、あるいは高齢者の方々に配慮した環境の中で映画作品を上映する機会を設ける活動が続ける他、シンポジウム等を通じて必要性を訴える催しを後援をしていく。

(4) 外国映画文化の振興並びに外国映画輸入配給産業の発展及び最新映画技術研究に寄与するセミナー・シンポジウム・交流会の開催に関する事業

アメリカを初めとする諸外国並びに国内の最新映画情報及び映像技術革新に対する研修会等を通じて、映画関係者のみならず広く一般の方々と情報共有を図り、国内の映画産業に資する事業を行う。

1) 映画産業交流会

年1回モーション・ピクチャー・アソシエーション(MP A)の協力を得て、日本の映画産業を支える配給・興行・製作関係者の参加により、外国映画輸入配給事業の健全な発達を及び、日本映画産業と海外の映画産業の交流を図り、我が国経済の発展と文化の向上に寄与することを目的として交流・情報交換の場としての「年頭名刺交換会」等を開催する。

2) 映画技術革新セミナー

デジタル化の進展による技術革新情報の最新情報を共有すべくセミナーの開催、技術研究会などに各映画関連団体と協力していく。

3) 外国映画通関連絡協議会研修会

当協会に事務局を置き、輸入通関業務及び映画技術の研究を行っている「外国映画通関連絡協議会」は、最近のデジタル化の急速な進展の影響で通関実績が極端に落ち、少々疎遠になっていた東京税関図書調査部門との関係修復及び今後の交流の活性化を進めて行く。又毎年最新映像技術に関する研修会を開催しており、本年もこの研修会を通して映画関係者のみならず広く一般の方々に最新の映画・映像技術の情報を提供する。

4) 外画宣伝部長会

当協会に事務局を置き、当協会会員、日本映画製作者連盟加盟社およびモーション・ピクチャー・アソシエーション(MP A)加盟の各社宣伝部長が、映画宣伝について直面する諸問題、緊急課題の検討、連絡、情報交換を通じて各社の宣伝業務が円滑かつ健全に行われるよう会議を開催しているほかYAHOO! 予告編サイトの充実、マスコミ取材の調整、システムの維持・保全に加え、シネマショー、優秀外国映画輸入配給賞、「映画館に行こう！」実行委員会キャンペーンなどのイベントを共同して行っている。

(5) 映画事業の振興推進を目的とした各種映画祭への協力、後援及び開催に関する事業

映画事業の振興推進を目的とした各種映画祭への後援、開催への協力を行う。

1) 各種映画祭

これまで東京国際映画祭を初め、神戸100年映画祭、大阪ヨーロッパ映

画祭、大阪アジア映画祭、沖縄国際映画祭、山形国際ドキュメンタリー映画祭、京都ヒストリカ国際映画祭、あいち国際女性映画祭、日本アカデミー賞、毎日映画コンクール、ブルーリボン賞等各種映画祭に対する後援及び実行協力を行っている。また「映画の日」など映画各団体が実行する催事に対する協力を行う。さらに輸入外国映画を広く我が国の国民に紹介すべく、EUフィルムフェスティバル、ブルガリア映画祭、フランス映画祭等海外の映画紹介への協力を行う。

(6) 輸入外国映画の国際取引に係る紛争解決の斡旋及び知的財産保護に関する事業

映画界のデジタル化に伴う様々な問題と劇場用長編外国映画の著作権侵害に対する諸対策を講じる。

1) 映画盗撮防止対策

本年も映画館での映画盗撮による著作権侵害が映画文化、芸術に対して被害を及ぼしていることに鑑み、映画盗撮防止に対する法律（平成19年法律第65号）第三条に規定されている映画産業関係事業者による映画盗撮防止措置について関係各団体と協議する他、「映画館に行こう！」実行委員会を中心に行っている「NO MORE映画泥棒」キャンペーンと連携を取って映画盗撮防止対策を拡充推進していく。

2) 会員各社並びに非会員輸入配給業者からの国際取引、著作権問題に関する諸問題の相談、聞き取り対策会員各社からの問題提議に沿い、協会は顧問弁護士、顧問会計事務所等との相談を通じ、外国映画関係法規及び国内著作権法等の検討を行い、問題解決に努める。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業